平成２９年度第１５回庁議提案　　審議・報告・その他
提　出　日：平成２９年１１月６日
担当部・課：産業部観光課〔内線３５３３〕

①　件　　名

石巻市観光物産情報センターの廃止について

②　施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】
石巻市観光物産情報センターは、原子力発電施設等周辺地域中心市街地活性化促進費補助金を財源に、平成１３年８月３日の供用開始後、石巻市の観光情報と物産ＰＲの場として、(一社) 石巻観光協会を指定管理者とし業務を行ってきた。
その後、市道鋳銭場・住吉町一丁目２号線道路拡幅工事の施工計画により、当該施設の一部が事業用地となることから、施設を解体することとなった。

【目的】
市道鋳銭場・住吉町一丁目２号線道路拡幅工事を実施するため、当該施設を廃止するもの。

③　根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】
石巻市観光物産情報センター条例（平成１７年４月１日条例第２４１号）
【〔総合計画との整合性　総合計画の位置付け：有・無〕　又は　〔個別計画との整合性〕】
【〔震災復興計画との整合性　有・無〕】

④　提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

平成１３年　８月　石巻市観光物産情報センター供用開始
平成２５年１２月　市道鋳銭場・住吉町一丁目２号線拡幅工事、震災復興基本計画実施計画に掲載
平成２８年　３月　建物補償調査により、施設の解体撤去・構外再築の判定
平成２９年　８月　建物解体設計の発注

⑤　主な内容

【施設概要】
名　　称：石巻市観光物産情報センター
所 在 地：石巻市鋳銭場８－１１
施設規模：ＲＣ造　２階建　延べ床面積　４８１．５２㎡
施設機能：情報発信コーナー、物産販売コーナー、多目的ホール１・２、新商品開発室
建設費用：１８８，２７６，１３０円（うち補助金　８３，６４１，４９０円）

※施設の指定管理者である（一社）石巻観光協会は、条例廃止に伴い平成２９年１２月末日をもって指定管理者が解除され、平成３０年１月からは市役所庁舎内に事務所及び、観光・物産ＰＲ部門を移設し業務を行う。
【（一社）石巻観光協会の移転先】
事務所：平成３０年１月～当分の間　市役所庁舎５階「市民サロンの一部」
観光・物産ＰＲ部門：平成３０年１月～５月末　市役所１階

⑥　実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 ・石巻市観光物産情報センター解体により、市道鋳銭場・住吉町一丁目２号線道路拡幅工事の早期完了が推進される。 【市財政への負担】 ・石巻市観光物産情報センターの解体経費等については、市道鋳銭場・住吉町一丁目２号線道路拡幅事業の補償費により充当される。 ※原子力発電施設等周辺地域中心市街地活性化促進費補助金については、施設の耐用年数期間内（鉄骨鉄筋：５０年）であるが、経済産業省経済産業政策局へ財産処分報告書を提出し、受理されたことから、補助金返還は発生しない。
⑦　他の自治体の政策との比較検討
⑧　今後の予定及び施行予定年月日
平成２９年１２月　市議会第４回定例会に「石巻市観光物産情報センター条例の廃止」を提案 （平成２９年１２月３１日施行予定） 平成３０年　１月　（一社）石巻観光協会、市役所庁舎移転 石巻市観光物産情報センター解体工事着手
⑨　その他